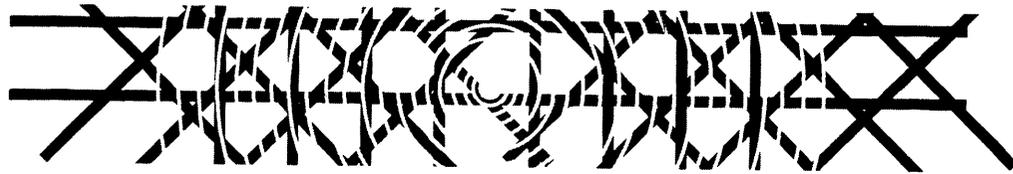


[最新]

早わかり「漁業法」全解説



水産社

5 「漁業制度改革」と「漁権」の関係

(1) 新規許可と継続許可

昭和二四年制定当時の漁業法では、漁業許可は新規許可と、継続許可とに分かれていたのです。現在でも、新規許可、継続許可の区別をすることは変わらないようですが。

その継続許可システム、継続許可の中身というのは、①一旦受けた許可が、期間満了で失効して、さらに許可を受ける。②別の船について代船の許可を受ける。これには、使っていた船を廃止した場合と、船が沈没してやむを得ず代船する場合があります。それから、③漁業をやっていた人が死んで、その相続人が許可を引き継ぐとか、あるいは全然赤の他人が今までやっていた人の許可を引き継ぐとかの、いわゆる承継許可がありました。

これが新規許可と継続許可に分けた場合の継続許可の中身となっています。昭和三七年改正後の現行法も、基本的な仕組みは同じだと思います。

(2) 「漁権」に許可をくつつける

昭和二四年の漁業法の説明をします。亀長友義さんの「漁業取締規則の解説」の二四四頁以下によりまず、「指定遠洋漁業」の制度は、今の言葉でいいますと、「漁権」に漁業許可がくつつくように制度化したのが、「指定遠洋漁業制度」だということです。

それを引用すると長いのですが、「船舶を使用する権利」あるいは「船舶の使用権」という言葉で説明さ

れています。その言葉を「漁権」と考えるべきです。「漁権」を買った者が、あるいは「漁権」を受け継いだ者が承継許可を申請すれば、必ず許可をしますという仕組みだったのです。

「許可は、許可を受けた船舶の使用権の所在に伴い、使用権のあるかぎり許可はいつまでも続く、(中略)したがって、これを「船舶をもととした許可の権利化」という。この継続許可が指定遠洋漁業の規定の特質をなすもので、これによって近代的資本生産たる指定遠洋漁業は資本主義の経済原則に従って営まれていくのである。」と書かれています。(二四四頁)

(3) 「許可の権利化」が、遠洋漁業改革の目的

このように、「船舶をもとにした許可の権利化を目指した」というのが、遠洋漁業の改革の目的であったのです。

というのは、漁業法を変えることによって漁業改革を望んだのです。漁業制度の改革は、漁業改革のための手段であつたからです。

漁業権の方では、総合的生産力をあげるといふことで構成されましたが、遠洋漁業の方は、近代的な資本性生産をやらして、漁業を産業として確立させるといふのが、漁業改革の目的でして、その漁業改革の手段として、漁業法で、「許可の権利化」、「漁権」を買った者に許可が行くという仕組みをつくったわけです。

(4) 「許可の権利化」の弊害と言われるもの

その当時でも、亀長さんの本を見ても、やはり反対論はあったのです。「許可の権利化の弊害」というの

浜本幸生 (はまもと・ゆきお)

略歴

昭和4年 和歌山県生まれ
 25年 水産講習所漁業科卒業
 同年 水産庁生産部海洋課入庁
 35年 漁政部漁業調整課
 43年 香住漁業調整事務所長
 46年 漁政部漁業調整課漁業調整官
 50年 漁政部沿岸漁業課課長補佐
 59年 漁政部沿岸課遊漁調整官
 (遊漁調整指導室長)
 62年 水産庁退職
 同年 (株)全国沿岸漁業振興開発協会技術委員
 現在に至る



著書

漁業補償実務資料集成-共著 (フジテクノシステム, 1979年)
 水協法・漁業法の解説-共著 (漁協経営センター, 1980年)
 漁業補償実務資料集総合事例編-共著 (サイエンスフォーラム, 1982年)
 漁業法における遊漁調整 (東京水産振興会, 1982年)
 海区漁業調整委員会選挙の手引き (大成出版社, 1987年)
 漁業法の哲学 (自家出版, 1988年)
 早わかりシリーズ漁業法 (水産社, 1989年)
 欧米の漁業法 (国連海洋法条約)とわが国の漁業法 (東京水産振興会, 1996年)
 海の『守り人』論-監修・著 (まな出版企画, 1996年)
 マリン・レジャーと漁業権-共著 (漁協経営センター, 1997年)

早わかり「漁業法」全解説

1997年10月1日初版発行

著者 浜本幸生

© Yukio Hamamoto, 1997

発行者 熊沢弘雄

発行所 (株)水産社

〒160 東京都新宿区三栄町8
 TEL 03(3353)8221
 FAX 03(3353)8225
 振替 東京 8-53743

印刷/連合印刷株式会社

ISBN4-915273-44-X C3062 Printed in Japan

本書の無断複写複製(コピー)は、特定の場をを除き、
 著作者・出版社の権利侵害になります。

合併にあたってこれらの権利・財産をどのように処理すべきでしょうか、解説しています。

「第五部 「漁業権の実務」早わかり」と「第六部 海の上の「県境」は？」とは、都道府県水産部局職員

の全国研修会における小生の講演を収めました。漁業法の基礎となる重要規定及び漁業権の免許に関するすべての規定を、各条文について解説しています。残念なことに、水産庁監修の解説書でも間違ったものがありますので、国、都道府県で漁業権の免許実務を担当している方々には、ぜひ本書を座右に置いて執務の参考にしていただきたい。

また、都道府県知事の定める「漁業調整規則」は、国家法である漁業法の一部を形成して、外国の領海で操業する日本漁船に対しても適用されます(最高裁の第二北島丸事件判決)。このような「漁業調整規則」の場所的適用について、解説しています。

なお、文中に、「例規集」(「最新漁業制度重要例規集」大成出版社一九七九年刊)何頁の水産庁通達を見るようにと指定していますが、飛ばして読まれて結構です。しかし、本書とセットで読まれると、「漁業法の早わかり」を保証します。

「第七部 「漁権」(漁業許可)は売れるのか?」は、「漁業許可」の制度についての解説です。「漁権は売ってはいけない」という人がいますが、「漁権」は、金融の担保になり、漁業補償の対象にもなる「営業権」です。

本書は、漁業法に興味を持ちあるいは漁業法の仕事をなされている方々のご期待に十分に添えるものと思っております。

平成九年十月

竜ヶ崎の寓居にて

浜本幸生